

資料 2

愛知県公立大学法人評価委員会条例

平成十八年十月十三日
条例第五十三号
改正 平成三〇年三月二七日
条例第一六号

愛知県公立大学法人評価委員会条例をここに公布する。

愛知県公立大学法人評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第十一条第四項の規定に基づき、愛知県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成三〇年条例一六号〕

(組織)

第二条 委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。
(委員及び臨時委員)

第三条 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4 委員は、再任されることがある。
5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会においては、委員長が議長となる。
3 委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する者）並びに委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
4 委員会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月二十七日条例第十六号）

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。